

令和4年度 住宅用薪ストーブ等設置費補助金

担当課：環境水道課（72-4002）

事業の目的

自らが居住する住宅等に設置する薪ストーブ等の設置を支援し、二酸化炭素の追加的排出を伴わないバイオマスエネルギーの利活用を推進し、地球温暖化対策と低炭素社会の構築に関する町民意識の高揚を図ります。

補助対象事業

次に掲げるものであって、未使用であるもの

- ・ 住宅用薪ストーブ
薪等を燃料として使用する仕様及び設計の暖房機
- ・ 住宅用ペレットストーブ
木質ペレットのみ又は薪等を併用し燃料として使用する仕様及び設計の暖房機
- ・ 住宅用薪ボイラー
薪等を燃料として使用する仕様で、容器内の水を加熱し所要の蒸気又は温水を作るもの
- ・ 住宅用ペレットボイラー
木質ペレットのみを燃料として使用する仕様で、容器内の水を加熱し所要の蒸気又は温水を作るもの

事業対象者及び留意事項

【補助対象者】

- ・ 町の区域内において自らが居住する既存住宅又は新築住宅（小規模店舗等を併用した住宅を含む。）に薪ストーブ等を設置しようとする者

【留意事項】

補助金の交付対象者は、町内に住所を有する者で住宅等に薪ストーブ等を設置する世帯の世帯主です。また、本事業の申請に当たっては、以下の項目すべてを満たす必要があります。

- ・ 申請年度内（3月20日まで）に完了（実績報告）する事業であること
- ・ 山都町に住所を有する者であること
- ・ 薪、木質ペレットを燃料として使用するストーブ又は住宅用ボイラーを既に設置している者でないこと
- ・ 暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ・ 申請者本人又はその属する世帯の世帯員が町税その他町の徴収金を滞納していないこと
- ・ 炉台・炉壁の設置にあつては、本体の下や壁との間にレンガやタイル等で設置するもので、炉壁は壁との間に空気層を設けたものとする（ただし、ペレットストーブ等の仕様による）

- ・薪ストーブ等の設置については、消防法関連法規及び建築基準法関連法規の規定を満たすものであること
- ・住宅等の賃借者にあつては、賃貸人の承諾を得ていること
- ・補助金の交付を受けて設置した薪ストーブ等を適切に管理すること

補助率及び補助限度額等

【補助率及び補助限度額】

- ・補助対象経費の1/2以内（千円未満切捨）
- ・補助限度額：20万円

【補助対象経費】

- ・薪、木質ペレットを燃料として使用するストーブ又は住宅用ボイラーの本体の購入費
- ・炉台・炉壁(仕様に明記してあるもの)の設置及び配管（煙突）に要する経費
- ・その他町長が必要と認める経費

【補助対象外経費】

- ・運送料
- ・付属品、オプション部品にかかる経費

必要書類

【交付申請時】

- ・山都町住宅用薪ストーブ等設置費補助金交付申請書（様式第1号）
添付書類
 - ①事業経費の内容が明記されている見積書の写し
 - ②工事着工前の現況写真
 - ③設置場所の案内図（家屋位置図）
- ・事業計画書
- ・仕様書及びカタログの写し
- ・設置工事図面の写し
- ・補助金の交付を受けようとする者及びその同居する世帯全員に係わる町税等納付状況確認に要する同意書
- ・その他、町長が必要と認める書類

【変更申請時】 ※交付決定を受けた事業内容から変更がある場合は、必ずご提出ください。

〈完了期日の変更〉

- ・山都町住宅用薪ストーブ等設置費補助金完了期日変更報告書（様式第4号）
- ・その他、町長が必要と認める書類

〈事業内容（事業費増減等）の変更〉

- ・山都町住宅用薪ストーブ等設置費補助金変更申請書（様式第5号）
- ・事業変更計画書（様式第6号）
- ・その他町長が必要と認める書類

〈申請の取り下げ〉

- ・ 山都町住宅用薪ストーブ等設置費補助金廃止（又は中止）承認申請書（様式第 3 号）
- ・ その他、町長が必要と認める書類

【実績報告時】

- ・ 住宅用薪ストーブ等設置費補助金実績報告書（様式第 9 号）

添付書類

- ①薪ストーブ等の設置経費に係る領収書の写し
- ②薪ストーブ等の設置工事完成後の写真
- ・ 事業報告書
- ・ 設置に要した経費の内訳がわかる書類
- ・ 出来高設置工事図面の写し
- ・ その他、町長が必要と認める書類

※実績報告書の提出期限は、事業完了後 30 日以内又は当該年度の 3 月 20 日のいずれかの早い日までとします。

【補助金請求時】

- ・ 山都町住宅用薪ストーブ等設置費補助金交付請求書（様式第 11 号）

その他

- ・ 本事業は先着順です。
- ・ 事業完了後は、補助者及び関係者立会いの下、町の完了確認検査を実施します。